

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

変更案	現行
国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。 令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正 <u>令和 7 年〇月 〇日 改正</u> 厚生労働大臣 田村 憲久 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け 研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。 （略）	国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を次のように定める。 令和 3 年 2 月 26 日 令和 4 年 7 月 22 日 改正 令和 6 年 2 月 27 日 改正 厚生労働大臣 田村 憲久 第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割等 1. 中長期目標の期間における国の政策体系上の法人の位置付け 研究開発法人は、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）に定める基本理念にのっとり、先端的、学際的又は総合的な研究、すなわち医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならないこととされている。国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、国立研究開発法人として、前述の理念に基づき、研究開発等を推進していく。 また、厚生労働省が掲げる政策体系における基本目標（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）及び施

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

2. (略) 3. 法人の現状及び課題 (略) 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>NC及び国立健康危機管理研究機構（以下「NC等」という。）</u>の分野横断的な領域については、<u>NC等での相互連携</u>が重要である。 4 (略) 5. 国の政策・施策・事務事業との関係 「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（<u>令和5年3月28日</u>閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略（第5次）」（<u>令和5年12月25日内閣府特命担当大臣（科学技術政策）・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認</u>）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 第2 (略)	策目標（国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること）を踏まえ、NCにおいても、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させることとされている。 2. (略) 3. 法人の現状及び課題 (略) 加えて、ゲノム医療や医療情報基盤など<u>6NC</u>の分野横断的な領域については、<u>6NCでの相互連携</u>が重要である。 4 (略) 5. 国の政策・施策・事務事業との関係 「健康・医療戦略」（令和2年3月27日閣議決定）に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」（令和2年3月27日健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、ゲノム医療や個別化医療の実現、基礎研究から実用化までの一貫した研究開発や、「がん対策推進基本計画」（<u>平成24年6月8日</u>閣議決定）に基づき策定された「がん研究10か年戦略」（<u>平成26年3月31日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認</u>）を踏まえた対策などの研究開発に関して重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 第2 (略)
--	--

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

（1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕

（略）

①、② （略）

③ **NC等**間の疾患横断領域における連携推進

NC等の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC等**間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC等**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC等**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

（1）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進〔研究事業〕

（略）

①、② （略）

③ **NC間**の疾患横断領域における連携推進

NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、**NC間**の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのため
の基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。

具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の連携・活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築などについて、疾病の予防や共生にも留意しつつ、**NC**がそれぞれの専門性を活かし、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。

人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、**NC**の研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。

また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表 (案)

(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略) 具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。<u>この他、国が主導する全ゲノム解析事業について、国が事業実施組織発足の3年後を目途に独自組織の設立等を検討するとしていることに留意しつつ、国との十分な連携のもと、事業に必要な専門人材の幅広い確保や解析結果の還元及び蓄積されたデータの利活用を推進するための情報基盤の構築など、国の医療政策に貢献する取組を実施する。</u> (略) 2、3 (略) 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNC等の連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含め	(2) 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備 [臨床研究事業] (略) 具体的には、センター内や産官学の連携の強化、治験・臨床研究の推進やゲノム医療の実現化に向けた基盤を充実させ、特に、ナショナルセンター・バイオバンクネットワークを最大限活用し、センターが担う疾患に関する難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質な生体試料を収集・保存するとともに、NCをはじめとする研究機関等との間のデータシェアリングができる仕組みを強化するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図る。更に外部の医療機関からも生体試料の収集を行う。加えて、ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究を推進する。 (略) 2、3 (略) 4. 医療政策の推進等に関する事項 [情報発信事業] (1) 国への政策提言に関する事項 研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた
---	---

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

た国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書 をとりまとめた上で国への専門的提言を行うこと。 （２）、（３） （略） 第４ 業務運営の効率化に関する事項 １ 効率的な業務運営に関する事項 （略） ① （略） ② <u>独立行政法人国立病院機構等</u>との間において、医薬品の共同調達 等の取組を引き続き推進することによるコスト削減を図るととも に、医療機器及び事務消耗品については、早期に共同調達等の取組 を実施し、そのコスト削減を図る。また、診療材料などの調達につ いても、コストの削減を図るため、競争入札等の取組を促進する。 ③～⑥ （略） （略） ２ （略） 第５ （略） 第６ その他業務運営に関する重要事項 １ （略） ２ 人事の最適化 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな 視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機	国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書 をとりまとめた上で国への専門的提言を行うこと。 （２）、（３） （略） 第４ 業務運営の効率化に関する事項 １ 効率的な業務運営に関する事項 （略） ① （略） ② <u>NC等</u>との間において、医薬品の共同調達等の取組を引き続き推進 することによるコスト削減を図るとともに、医療機器及び事務消耗 品については、早期に共同調達等の取組を実施し、そのコスト削減 を図る。また、診療材料などの調達についても、コストの削減を図 るため、競争入札等の取組を促進する。 ③～⑥ （略） （略） ２ （略） 第５ （略） 第６ その他業務運営に関する重要事項 １ （略） ２ 人事の最適化 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな 視点や発想に基づく研究等の推進のため、独立行政法人医薬品医療機
--	---

国立研究開発法人国立がん研究センター中長期目標 新旧対照表（案）

器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。 また、NC等間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。 （略） 3 （略）	器総合機構や諸外国を含めた他の施設との人事交流をこれまで以上に推進する。 また、NC間及びセンターと独立行政法人国立病院機構の間における看護師等の人事交流を引き続き進める。 （略） 3 （略）
--	---